

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社工場における資格取得日に係る記録を昭和20年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月10日から同年6月1日まで

昭和19年10月1日から20年11月1日までA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の状況はよく分からないが、戦争で職場が移ったことは生前母から聞いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の合併先であるB社から提出された複数の従業員の人事資料及び当時勤務していた元従業員の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(A社から同社工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、申立人に係る人事資料が残っていないため不明であるが、上記複数の従業員の人事資料から判断して、昭和20年4月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社工場における昭和20年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では転勤はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る従業員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年11月1日にA社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人に係る昭和45年10月の定時決定の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付に関する資料が無いため不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和45年10月31日と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料

を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤のため期間が1か月空いていることがおかしいので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る従業員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年11月1日にA社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人に係る昭和45年10月の定時決定の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付に関する資料が無いため不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和45年10月31日と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月22日は16万6,000円、19年12月25日は42万7,000円、20年6月25日は31万5,000円、同年12月25日は30万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成19年12月25日
③ 平成20年6月25日
④ 平成20年12月25日

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書等を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は16万6,000円、申立期間②は42万7,000円、申立期間③は31万5,000円、申立期間④は30万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は既に解散しており、事業主とも連絡が取れず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年10月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月13日から同年10月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には同社に在籍のままB社へ出向となったが、誤って資格喪失の手続きがとられたものの、給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支払明細書、出向契約書及び辞令並びに従業員二人の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に在籍のまま関連会社であるB社に継続して勤務し（平成11年10月7日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業場に係る被保険者記録は、資格取得日が平成4年3月31日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B事業場における資格取得日を同年3月31日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間においては、同社B事業場で勤務し、その後、平成4年4月1日付けで関連会社へ出向した。同社B事業場は資格取得日に係る訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保有している申立人に係る人事略歴及びC企業年金基金が保有する申立人に係る厚生年金基金の加入員記録から判断すると、申立人は昭和54年から申立期間も含めて同社及びその関連会社に継続して勤務し（平成4年3月31日にD社E工場からA社B事業場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業場における平成4年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人に係る同年3月の厚生年金基金の加入員記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年12月3日付けで、事業主が申立人に係る資格取得の届出を誤ったとして訂正の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る4年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成6年4月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社の複数の元同僚の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、同社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年11月から16年2月までを22万円、同年3月から17年1月までを24万円、同年2月から18年4月までを26万円、同年5月を28万円、同年6月を26万円、同年7月を28万円、同年8月から19年3月までを26万円、同年4月を28万円、同年5月から同年11月までを26万円、同年12月から20年4月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年10月1日から20年6月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。当時の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年10月から20年4月までについて、申立人が給与振込を受けていた金融機関から提出された取引明細表により、申立人の給与振込額が、当該期間の各月においてオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、上記取引明細表及び申立人が提出した平成17年8月分から20年4月分までの給料支払明細書並びに同僚から提出された12年1月分から20年12月分までの給料支払明細書から、A社における給与の支払については、基本給と交通費を基本とし、各月における勤務時間に応じて1万円又は2万円の長時間勤務手当が加算されていることが確認でき、おおむね基本給と交通費を合算した額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成16年12月から20年4月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び17年分の給与所得の源泉徴収票

において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、16年12月及び17年1月は24万円、同年2月から18年4月までは26万円、同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月から19年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月から同年11月までは26万円、同年12月から20年4月までは28万円とすることが妥当である。

また、平成15年10月から20年4月までの期間のうち、15年11月から16年11月までの標準報酬月額について、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を所持していないが、上述のとおり、金融機関からの取引明細表で確認できる給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていること、及び同僚から提出された給料支払明細書によると、おおむね基本給と交通費を合算した額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、15年11月から16年2月までは22万円、同年3月から同年11月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成15年10月から20年4月までの期間のうち、15年10月については、上記取引明細表から、オンライン記録の標準報酬月額より高い給与が振り込まれていたことは確認できるものの、オンライン記録の標準報酬月額より高い額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

また、申立期間のうち、平成20年5月については、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持していない上、上記取引明細表では当該期間に係る給与振込を確認することができず、このことについて申立人は、「自分は同年4月末でA社を退職しており、同年5月分の給与の支払は受けていない。」旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成15年10月及び20年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和62年4月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、同社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成4年11月30日から同年12月15日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月15日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成3年4月1日から4年12月15日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年4月から同年9月までは17万円、同年10月から4年11月までは20万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②のうち、平成7年8月31日から8年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成7年8月から8年1月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る平成8年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から6年7月頃まで
② 平成7年8月31日から11年7月頃まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間は、平成3年4月1日から4年11月30日までと記録されているが、当該期間に係る給料明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録より高いはずである。また、同社には6年7月頃まで継続して勤務していた。申立期間①に係る一部期間の給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

また、B社における厚生年金保険の被保険者期間は、平成6年8月16日から7年8月31日までと記録されているが、11年7月頃まで継続して勤務していた。申立期間②に係る一部期間の給料明細書を提出するので、申立期間②を厚生年金保険の被保

険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の加入記録から、申立人がA社に平成6年6月20日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは17万円、同年10月から4年10月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日の後の同年12月15日付けで、3年4月に遡って11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人を含む11人の従業員の標準報酬月額についても、遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間①に法人事業所であったことが確認できることから、同社が適用事業所でなくなった日以降も、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成4年12月15日に訂正し、3年4月から4年11月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年4月から同年9月までは17万円、同年10月から4年11月までは20万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成4年12月15日から6年7月頃までの期間について、上記のとおり、申立人はA社に同年6月20日まで勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、申立人から提出された給料明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、A社の事業主は、「厚生年金保険料を滞納しており、平成5年4月頃から社員を全て契約社員とし、以降税金は天引きしたが保険料は給与から引いていない。また、当時の経営状況は非常に厳しかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、A社において、平成4年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員8人に照会したところ、回答のあった4人のうち一人は、「経営が苦しいため厚生年金保険から国民年金に変更してほしいと言われた覚えがある。」とし、ほかの一人は、「平成5年3月末で資格喪失することを告げられた。」とし、残りの二人は、「説明を受けたことがない。」又は「覚えていない。」と回答している。

加えて、回答のあった4人全員が厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認する

ことができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②のうち、平成7年8月31日から8年3月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された7年8月分から8年2月分までの給料明細書により、申立人はB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、B社は、平成8年2月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、当該期間に同社は法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成7年8月から8年1月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から照会に対する回答が無く、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立人に係る平成8年2月の保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成8年3月1日から11年7月頃までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、申立人は、当該期間の給料明細書を保有しておらず、厚生年金保険料の控除が確認できない。

さらに、オンライン記録により、B社において、資格喪失日が申立人と同じ平成7年8月31日と記録されている10人のうち、申立人及び事業主を除く8人に厚生年金保険の取扱い及び保険料控除が確認できる資料の有無について照会したところ、二人から回答があり、そのうち一人は、社会保険の取扱いについて、保険料を各自で払ってほしいと提案され、それは困ると申し入れたが結果は覚えていないと供述しており、

ほかの一人は、説明を受けたことがないと供述している上、当該二人は、保険料控除が確認できる資料を保有していないとしていることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年6月26日まで

A社（現在は、B社）C事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が2万円となっているが、実際には3万3,000円のはずである。個人別給与台帳兼源泉徴収簿（以下「給与台帳」という。）において確認できる昭和42年8月から44年5月までの厚生年金保険料控除額は変わっていないので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和44年1月から同年5月までの標準報酬月額については、同年度の給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和43年10月から同年12月までの標準報酬月額について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる給与台帳等の資料を保有していないが、申立人から提出のあった当該期間の前後の年度における給与台

帳において確認できる厚生年金保険料控除額は一致しており、当該期間についても同額の保険料が控除されていたと認められること及び当該給与台帳において推認できる報酬月額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与台帳において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年7月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低いため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年7月31日）の後の平成9年8月6日付けで、7年4月に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、9年8月6日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されている者が複数人確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間当時、不況で保険料の未納が続き、社会保険事務所の担当者の指導によって標準報酬月額を下げたと回答している。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本において、申立人は取締役であることが確認できるが、同社の事業主は、「申立人は専務取締役で営業全般担当であり、社会保険事務に係る権限は無い。保険料滞納に伴う厚生年金保険の資格喪失処理や減額訂正処理は、総務・経理担当取締役が担当しており、申立人は、当該手続には関わっていない。」と供述しており、複数の同僚も同様の供述をしていることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、11年4月及び同年5月の保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年6月まで
② 平成11年4月及び同年5月

私は、申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②については、保険料の免除を申請したか保険料を納付している。申立期間①及び②の保険料を母親が納付してくれた可能性もある。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が納付済み又は免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では申立期間①直前の期間の国民年金保険料が申立期間①の期間中に2度に分けて過年度納付されていることが確認できるものの、申立人は当該過年度納付に関する記憶も明確でなく、申立期間①の保険料をどのように納付したのか覚えていないとしている。

また、申立人は当初、申立期間①及び②の保険料は申立人自身が納付したとしていたが、その後、母親に保険料を納付してもらったことがあるかもしれないとしており、その母親は申立人が海外に滞在している時期に申立人の保険料を納付したことがある等としているものの、申立人及びその母親は申立期間①及び②の保険料の納付頻度、納付時期及び納付場所に関する記憶も明確でなく、当時の状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の保険料は「納付したか免除申請したと思う。免除を申請したとすれば直前の免除期間に引き続き免除申請を行っていたのではないか。」としているのみで、申立期間②当時に再度免除申請を行った具体的な記憶が無く、免除申請等の状況が不明である。

3 このほか、申立人又は母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び申立人が申立期間②の保険料を免除申請していたことを示す関連資料が無く、申立人又は母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたこと、及び申立人が申立期間②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から53年1月まで
私は、婚姻後すぐに義母から国民年金の加入を勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行い、2か月か3か月ごとに郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「婚姻後すぐに国民年金の加入手続を行い、月額2,000円から3,000円くらいの国民年金保険料を2か月か3か月ごとに郵便局で納付していた。」としているが、当該金額は申立期間当時の保険料月額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和53年2月頃に国民年金の任意加入手続を行ったことにより払い出され、申立期間は国民年金の強制加入期間ではないため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は厚生年金保険の記号番号及び国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳及び平成14年7月11日に再発行された年金手帳を所持しているが、別の年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入時期及び保険料の納付頻度に関する記憶が明確でなく、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年6月まで

私は、国民年金に加入後、昭和50年10月から52年3月までの1年6か月分の国民年金保険料を53年8月4日に金融機関で過年度納付した領収証書を所持している。納付した保険料のうち、50年10月から51年6月までの期間については時効後納付として還付済みとされているが、還付を受けた覚えは無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む1年6か月分の国民年金保険料の納付書が昭和53年頃に自宅に届き、すぐに納付したと説明しているところ、申立人が所持する過年度保険料の納付書・領収証書には、申立期間を含む50年10月から52年3月までの保険料を53年8月4日に納付したことを示す金融機関の領収印が押されていることが確認できるとともに、当該領収証書に記載された保険料額は当該期間の定額保険料額であることから、当該保険料を過年度納付により納付したものと考えられる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年7月頃に払い出されており、当該払出直後に申立期間を含む過年度納付書が発行されたものと推認され、過年度納付書発行時点では申立期間の保険料を納付することが可能であったが、実際に納付した53年8月4日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、昭和58年12月に作成された「還付・充当・死亡一時金等リスト」及び「被保険者台帳」のいずれにも、申立期間の保険料が「誤納」を理由として還付したことを示す還付決議日（54年8月21日）、還付期間及び還付金額が明確に記載されている上、当該還付金額は申立期間の保険料額と一致しており、申立期間の保

険料が還付されていることについて不自然さはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から54年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から54年3月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を家賃と一緒に、毎月、大家に渡し、大家は私と夫の「国民年金手帳預り兼徴収カード」（以下「徴収カード」という。）に押印してくれていた。また、私は、申立期間の保険料を金融機関等で納付していたことを示す領収証書を所持しているので、保険料を重複して納付していたことになる。申立期間の保険料が重複納付により還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を家賃と一緒に、毎月、大家に渡していた。」としているが、申立人が所持する領収証書の領収日及び夫の国民年金手帳の検認日をみると、申立期間の過半は申立人とその夫の納付日が異なっており、申立内容と相違している。

また、申立期間当時に申立人が居住していた市では、「昭和47年4月から集金人に納付書を配布しており、集金人は、被保険者から保険料を徴収すると『徴収カード』に押印して被保険者に当該カードを返却し、その後に被保険者の納付書により区役所や金融機関で保険料を納付し、領収証書を被保険者に渡していた。」としているところ、申立人が所持する昭和49年度から53年度までの現年度保険料の領収証書19枚のうち13枚には、申立人が保険料を納付したことが無いとする金融機関の領収印が押されていることから、当該領収証書は、集金人である大家が申立人の保険料を当該金融機関等で納付した後に申立人へ渡したものと推認できる。

さらに、申立人が所持する昭和45年度から50年度までの「徴収カード」及び51年度から53年度までの「国民年金保険料徴収個人カード」には、申立人が大家とする者の印が押されていることが確認できるものの、徴収年月日の記載がほとんど無い上、45年度から47年度までの「徴収カード」には「上記の国民年金手帳預かりまし

た。昭和47年11月4日」と記載されていることから、当該「徴収カード」は47年度以降に発行されたものと考えられるなど、これらのカードでは保険料の納付時期を特定できない。

加えて、申立期間の保険料を集金していたとする大家から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間の保険料が重複して納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 から 平成 2 年 3 月 まで
私の国民年金の加入手続は両親が行い、申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続は両親が行い、申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれていた。」としているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年5月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には「4年4月17日受付」と付記されていることから、申立人は同年4月17日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該加入時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする両親のうち、父親から加入状況等を聴取することができず、母親は加入手続に関する記憶が無いとしていることから、当時の状況が不明である上、申立人は上記の年金手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は、「母が納付したのではないか。」としているものの、申立人及びその母親は申立期間の保険料の納付に関する記憶が明確でなく、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年12月までの期間、56年4月から57年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び63年4月から平成6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から同年12月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで
④ 昭和63年4月から平成6年3月まで

私は、昭和46年に厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「毎年、国民年金保険料の領収証書を見て確定申告書に保険料額を記載した。」として、昭和55年分、56年分、60年分、61年分、63年分、平成元年から8年までの分及び10年から12年までの分の確定申告書（控）を提出しており、当該確定申告書（控）には、いずれも「社会保険の種類」欄に「国民年金」と記載され、国民年金保険料額の記載がある。

しかしながら、申立期間①及び②に係る昭和55年分及び56年分の確定申告書（控）に記載された保険料の申告額は、55年度（4月～翌年3月）及び56年度の二人分の保険料額とそれぞれ一致するものの、55年（1月～12月）及び56年の二人分の保険料額とは相違し、申立期間③に係る60年分の確定申告書（控）の保険料の申告額は60年分の二人分又は一人分の保険料額とは相違し、申立期間④に係る63年分、平成元年から6年までの分の確定申告書（控）の保険料の申告額は、二人分又は一人分のそれぞれの年の保険料額とはいずれも相違している。

また、申立人及びその妻の昭和56年1月から同年3月までの期間の保険料は、58年3月時点で充当されていることが還付整理簿等で確認できることから、当該充当

処理が行われるまでは当該期間の保険料は未納であったものと推認される。56年分の確定申告書（控）に記載された保険料の申告額は、56年1月から同年12月までの1年分の保険料額よりも多い額となっている上、申立人が年度（4月～翌年3月）単位で保険料額を申告していたと仮定した場合は、56年1月から同年3月までの保険料額は、55年分の申告額に反映されるが、55年分の確定申告書（控）の保険料の申告額も上記未納の保険料額を差し引いた金額とはなっていない。

さらに、申立期間②と③の間の昭和59年1月から同年3月までの申立人及びその妻の保険料が申立期間③直後の61年4月に過年度納付により納付されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人の61年分及び61年度分の確定申告書（控）の保険料の申告額は、いずれも一人の12か月分の保険料にも満たず、当該過年度保険料を含めた金額とはなっていないなど、申立人から提出された確定申告書（控）は申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料とは認め難い。

加えて、申立人の妻も申立期間の保険料は未納である上、申立人は、「申立期間以外の未納とされている期間も保険料を納付していたと思う。」としているが、オンライン記録では、申立期間初期の昭和55年7月以降、申立人が平成17年2月に厚生年金保険に加入するまでの期間（上記の充当期間及び59年1月から同年3月までの納付済期間を除く）は、全て未納と記録されており、これだけの長期にわたって収納事務処理の誤りが生じることは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付頻度等に関する記憶が明確でなく、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月から35年12月まで
A社(現在は、B社)C店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
昭和34年2月に入社し、書籍課に勤務後、輸送課に配属され35年12月まで勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、正社員及び定時社員(パート社員)の退職を記録した申立期間当時の退社簿を確認したが、申立人の在籍は確認できない旨回答している。

また、申立期間当時、A社C店において社会保険業務を担当していた従業員は、厚生年金保険の取扱いについて、同社同店の正社員であれば、厚生年金保険の加入記録があるはずであり、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

さらに、申立人が記憶していた上司に照会したところ、その妻から回答を得たが、当該上司は既に死亡しており、何も聞いていないため分からないとしている上、A社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会し回答を得たが、申立人の勤務状況を確認できる供述は得られなかった。

加えて、複数の従業員から輸送課に勤務していた者の氏名を挙げてもらったところ、上記被保険者名簿では、昭和26年12月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者は見当たらない。

その上、昭和26年12月以前から輸送課に勤務したとする複数の従業員は、昭和33年か34年頃に輸送業務は外部業者に業務委託され、輸送業務を担当していた従業員は売場等に配置転換された旨供述しており、業務委託された事業所に係る事業所別被保険者名簿に申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、船員保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 25 日から 48 年 9 月 5 日まで
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の船員保険の加入記録が無い。申立期間①では、労務提供船「B号」に乗っていたので、申立期間①を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い金額になっている。当時の給与支給明細書を提出するので、申立期間②について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、外国航路の船員として、労務提供船「B号」に乗船勤務していたと申し立てているところ、A社から提出された乗組員カードにより、申立人が申立期間①において、「B号」に乗船勤務していたことが確認できる。

しかし、船員保険法は、被保険者とは、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者と規定しており、また、同法第1条は、船員とは、日本船舶等に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいうと規定している。そして、A社は、「B号」については、申立期間①当時、C籍の労務提供船であったため、当該船舶に乗っていた船員を船員保険に加入させることはできなかったとしていることから、申立人は、申立期間①当時は、船員法第1条に規定する船員ではなかったため、船員保険の被保険者でもなかったものと認められる。

また、A社は、申立期間①当時、外国船籍の労務提供船に乗る者については、給与から船員保険料を控除することは無く、国民健康保険及び国民年金に加入するように

説明をしていたとしている。

これらのことから判断すると、申立人が、申立期間①において、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、A社における標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低い金額になっていると申し立てている。

しかしながら、A社が作成し、同社が保有している船員保険被保険者名簿における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、年金事務所の同社に係る船舶所有者別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額と一致している。そして、申立人から提出された当該期間に係る給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額も、当該年金事務所の被保険者名簿における申立人の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できる。

また、当該年金事務所の被保険者名簿では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、記載内容の不備や標準報酬月額の遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23520 (事案 16873 及び 21674 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 12 月 16 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に再申立てを行ったところ、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないとして、記録の訂正はできないとの通知を受けた。今回、新たな資料として、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出のあった人事記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められるが、申立人自身が、「A社においては、アルバイトとして勤務し、申立期間中、厚生年金保険には加入しておらず、保険料が給与から控除されていなかった。」旨供述している上、同社の代表者及び複数の元従業員は、「申立人はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった。」旨供述している。また、申立人から提出のあった同社に係る平成 13 年 10 月分及び同年 12 月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき 23 年 4 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は再申立ての新たな資料として、A社の代表者が発行した給与証明書を提出し、「申立期間中、保険料が給与から控除されていなかったが、現在は、国の保険料徴収権の時効消滅後であっても、第三者委員会が申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めれば、納付すべきであった保険料を納付することができる」となっており、申立期間の保険料を自身で納付するつもりである。」旨主張しているが、同社の代表者は、「申立人に強く依頼されて、申立人の申し出た金額で給与証明書を発行したが、申立人の給与からの保険料控除等については、前回の申立てのときに私が供述したとおり、『申立人はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険に加入

させておらず、給与から保険料を控除していなかった。』に変更は無い。」旨供述していること等から、平成23年11月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書を2度提出し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかしながら、A社の代表者は、今回申立人が新たに提出した給料支払明細書について、「当該明細書は、申立人から平成23年の年末頃に依頼されたため、24年2月から同年3月に作成して申立人に渡したが、実際は、申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。その後、同年6月頃に、申立人から厚生年金保険料の控除額を修正した明細書を作成してほしいと言われたので、保険料控除額を修正した明細書を渡している。」旨供述しており、また、上述のとおり、申立人が初回の申立てにおいて提出した13年10月分及び同年12月分の給料支払明細書では、保険料控除が確認できないことから、今回申立人が提出した給料支払明細書は、申立期間当時に作成されたものではないと認められる上、申立人が同代表者に厚生年金保険料が控除された給料支払明細書の作成を依頼したことが認められる。

さらに、上記給料支払明細書には、健康保険料の控除が記載されておらず、申立人が居住するB県C市役所の担当者は、「申立人は、昭和55年1月1日に国民健康保険の資格を取得し、現在も加入中である。」旨回答している。

なお、申立人は、当委員会より、給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額が当時の標準報酬月額から算出される保険料額と一致していないことについて照会を受けた後に、厚生年金保険料控除額が修正された給料支払明細書を改めて年金事務所に提出する等、申立人の主張は著しく信ぴょう性に欠けると言わざるを得ない。

これらのことから、申立人が再々申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23521 (事案 8690 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年5月1日まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。前回、申立期間の一部において、B社(現在は、C社)に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立て、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、申立期間においては、A事業所で勤務していた記憶があるので、改めて調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間の一部を含む昭和19年10月23日から21年4月1日までの期間に、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、同社の同僚の「自分と申立人は、同社に勤務した後、時期は特定できないが、学童疎開児童の保母となり、別々のお寺で勤務した。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、19年10月23日に被保険者資格を喪失し、その喪失原因として「19.10 自己都合」と記載されている上、C社の人事担当者は、「当時の関係資料が残っていない。」旨供述していること、複数の元従業員から、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料を控除されていたことを確認することができないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間においては、母親の実家に疎開中に、知人の紹介でA事業所において事務職員として勤務していた記憶がある。」と主張している。

しかしながら、適用事業所名簿及びA事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、同事業所は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶するただ一人の同僚について、上記被保険者名簿から被保険者記録を確認することができず、当該同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱

いについて確認することができない。

さらに、A村と合併したD県E市のF支所の担当者は、「申立期間当時の職員名簿は廃棄処分されて残っていない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人からの新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23522 (事案 8690 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。前回、申立期間の一部において、B社(現在は、C社)に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立て、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、申立期間においては、A事業所で学童疎開児童の保母として勤務していた記憶があるので、改めて調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、申立期間の一部を含む昭和19年10月23日から21年4月1日までの期間に、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、同社の同僚の「自分と申立人は、同社に勤務した後、時期は特定できないが、学童疎開児童の保母となり、別々のお寺で勤務した。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、19年10月23日に被保険者資格を喪失し、その喪失原因として「19.10 自己都合」と記載されている上、C社の人事担当者は、「当時の関係資料が残っていない。」旨供述していること、複数の元従業員から、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料を控除されていたことを確認することができないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間においては、B社を退職後、学童疎開児童の保母となり、D県にあるA事業所で勤務した記憶がある。」と主張しているところ、申立人と同様、学童疎開児童の保母であったとするB社における同僚の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人がA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所の現在の代表者は、「昭和20年当時の資料は一切無く、申立期間は

先々代の住職の時代であり、当時のことを知る者は誰もおらず、先代や先々代から申立人について聞いたことは無い。」旨回答している。

さらに、申立人と同様、学童疎開児童の保母であったとする上記同僚は、「申立人とは違う寺で勤務していたが、寺での勤務中は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述している。

加えて、申立人は、A事業所で一緒に保母として勤務したとする同僚を挙げているが、姓のみの記憶であることから、個人を特定することができず、当該同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人からの新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間に給与が減額されたことは無かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に給与が減額されたことは無いので、申立期間の標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低くなっているのはおかしいと申し立てているところ、B 社から提出された申立人の職務履歴によると、申立人は、昭和 42 年 12 月 1 日付けで A 社の C 営業所から同社の D 事務所の事務所長として異動していることが確認できる。

しかしながら、B 社は、申立期間当時の賃金台帳を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について不明であり、標準報酬月額が低くなった理由等は不明である、また、申立期間当時、一般社員から事務所長となったことにより、給与額がそれまでよりも低くなることがあったのかどうかについても不明であると回答している。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には、標準報酬月額が訂正された形跡は無く、不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。